

令和3年度 三宅村教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和2年度分）報告書

令和3年12月
三宅村教育委員会

第1 教育に関する事務の管理及び状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。また点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、三宅村教育委員会は、令和2年度の三宅村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い報告書を作成し、三宅村議会へ提出する。

第2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1. 点検及び評価の目的

- (1) 三宅村教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、村民への説明責任を果たし、村民に信頼される教育行政を推進する。

2. 点検及び評価の対象

「三宅村教育委員会の基本方針に基づく主要施策」を対象とする。

3. 点検及び評価実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策事業の進捗状況を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ①「点検・評価に関する有識者」は教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ②「点検・評価に関する有識者」は2名とし、任期は3年とする。

4. 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を三宅村議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 三宅村教育委員会の令和2年度活動の概要について

三宅村教育委員会は、三宅村長が三宅村議会の同意を得て任命した教育委員会の代表者である教育長と4人の非常勤の教育委員をもって組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。

教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を司っている。

教育委員会の会議は、月1回定例会を開催している。

令和2年度は、定例会を12回、議案22件、報告事項22件について審議等を行った。また、新型コロナウイルス感染症に伴う対応について、臨時教育委員会を開催し、議案1件について審議等を行った。

その他、各学校行事に出席するとともに、授業内容や児童・生徒の生活状況、学校設備の状況を把握するため学校視察を行った。

第4 三宅村教育委員会の基本方針及び令和2年度主要施策

[基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成]

新しい伝統・文化を創造していく三宅島にあって、すべての大人や子供たちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

(1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。

①東京都人権施策推進指針に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育研究推進事業等を展開し、人権教育を効果的に進める。

また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

②相互に支え合う社会づくりをめざして、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

(2) 子供たちに、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心をはぐくむため、「法」に関する教育を推進するとともに、「道徳授業地区公開講座」の実施により学校と家庭や地域が連携するなど、道徳教育の一層の充実を図る。

また、「東京都教育の日」を中心にして、「心の東京革命行動プラン」など、東京

都教育委員会の諸施策を積極的に活用し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。

(3) 児童・生徒の健全育成を推進するために、いじめ、暴力行為等に対して、学校・家庭・地域と関係機関が連携を図り、問題行動等の未然防止、早期解決を行う。

また、児童・生徒の規範意識や危機対応能力の向上を図るため、関係機関の協力を得ながら、「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」など、非行防止・犯罪防止教育を行う。

(4) 子供の心の問題や不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの活用等関係機関との連携を密にしながら、学校における教育相談機能の充実を図る。

(5) 様々な体験活動や探究活動の機会を設け、子供たちに感動を与えるとともに、視野を広げ、次代を担う夢と希望をもった人材を育成する。

[基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長]

三宅島の特色ある伝統・文化と豊かな自然環境は、村民の貴重な財産であり、これを継承するとともに生活の中に生かして、島のさらなる発展をめざさなくてはならない。

また国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成することが求められる。

そこで、基礎的な学力の向上を図り、個性と創造力を伸ばす教育を重視して、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 三宅村の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす特色ある教育方法や制度を導入・拡充する。

①異校種間の連携を重視した教育を推進する。

特に都立三宅高等学校と村立三宅中学校で連携型中高一貫教育を実施すると共に保育園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進し、教育課程の連携や人的交流等を組織的・計画的に行い、魅力ある学校づくりに努める。

また、保小中高一貫教育推進委員会を活用し、一貫教育における研究・開発を推進する。

②子供が自信をもち、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高めるため、自己実現を図る力をはぐくみ、生きる力を育成する特色ある教育内容や、小規模校の特性を生かした指導方法の工夫・改善を進める。

③学力調査を小学校及び中学校において実施し、その分析結果を基に授業改善を推進し、確かな学力の定着と伸長を図る。

④各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い基礎・基本的な内容の確実な定着を図る。

- ⑤ I C T機器を活用した教材や指導方法、学習方法を研究し、効果的な教材・手法を取り入れ学習意欲の向上と補充・発展学習の充実を図る。
 - ⑥自然環境や地域・地球規模の諸問題について、自らの課題として考え、解決に向けて実践できる力の育成を目指し、持続可能な社会づくりに向けた教育の推進を図る。
 - ⑦小学校及び中学校において研究授業を隔年で実施し、研究協議会を通して I C T機器を活用した指導方法の充実を図る。
 - ⑧児童・生徒の情報活用能力や論理的思考力を育成するために、プログラミング教育の充実を図る。
- (2) 児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立って、各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い基礎・基本的な内容の確実な定着を図り一人一人の児童・生徒の学力や特性を把握し、個に応じた多様な教育活動を推進する。
- ①家庭と連携し、児童・生徒の学習習慣や読書習慣を確立させ、学習意欲の向上を図る。
 - ②家庭と連携し発達段階に応じた家庭学習習慣の定着を支援する。
- (3) 児童・生徒の正しい勤労観・職業観をはぐくむため、社会科見学や職場訪問、職業人に話を聞く会、職場体験等を積極的に支援し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむとともに、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育を推進し、キャリア教育の充実を図る。また、児童・生徒が、学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の(在り方)生き方を考えたりすることが出来るよう「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育を実施する。
- (4) 三宅島の歴史・文化・自然に触れる機会を充実させて、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ「郷土学習」を推進し、島のために貢献しようとする精神や島の発展のために進んで参加しようとする人材を育てていく。
- (5) 国際社会の中で活躍できる児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するため、小学校の外国語活動や中学校の外国語授業の充実を図る。
- (6) 生活を見直し環境に配慮した行動を実践することや三宅島の豊かな自然の中で体験活動をし、環境について考え環境保全や自然保護に取り組む環境教育を推進する。
- (7) 発達障害を含む障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培うため、小学校・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていく。

小学校・中学校が協力して教育活動を実施するとともに、家庭や地域と協働して、在籍する児童・生徒に対し生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図れるように努める。

また、すべての村民が個人の生活を充実させ、教養を高め、社会に貢献できるようにするとともに、生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会が確保できるよう支援する。

(1) 三宅島の学校教育施設・設備の整備を推進する。その上で火山災害・地震災害・台風等の自然災害に対応した安全政策により、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備する。

また、気象庁等の関係諸機関と連携し、三宅島の火山や自然に関する学習の充実を図る。

(2) 子供が安全にくらすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域などの関係諸機関と連携を図りながら安全教育を推進する。

(3) 三宅島の将来を担う人材育成のための教育を村民の理解と協力の上で推進する。そのために、村立学校の果たす役割と教職員の職務について、三宅村民の理解が十分に得られるよう、学校の教育活動を広く村民へ公開する。授業公開や学校だより及び学校ホームページ等で情報発信するなど開かれた学校づくりをさらに充実させ村民からの信頼と期待に応えることのできる教育を推進する。

(4) 子供の健康や体力向上を図るため、健康や体力に関する意識を高め、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の健康・体力づくりを支援し、各学校の特色を生かした具体的な取組を推進する。

また、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しむとともに継続した活動を通して心身の調和的発達を遂げることができるよう小中合同運動会や部活動を充実させるほか子供たちが運動から得られる達成感を味わうとともに、経年による体力の向上を自覚し、体力向上に向けた意欲を高められるよう小・中・高マラソン大会を実施する。更に東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を活用して体力の向上につなげるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。

一方で村立学校は、体育施設を地域スポーツクラブ等に開放し、地域スポーツの振興を図る。

(5) 児童・生徒が望ましい食習慣を確立し、健康な食生活を送ることができるようになるため、村立学校における食育の一層の推進を図るとともに、学校給食におけ

る地産地消を推進する。

また、関係諸機関とも連携を図りながら、食育に関する意識を高め、家庭や地域と協働した食育の推進を図る。

(6) 地域の伝統芸能を理解し、体験することを通して地域への愛着を深める活動を支援する。

(7) 郷土資料館や図書館、文化会館等社会教育施設を充実させ、学校に対する教育活動支援を図るとともに、村民の学習・交流の機会にかかわる情報サービスを随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。

(8) 三宅村の文化財の状況把握を常に行い、村民全体の貴重な財産として保全に努める。

(9) 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、学校教育において学習活動を支える取組の充実・支援を行う。

①学校教育において、様々な活動や交流を組み合わせ、調和のとれた知・徳・体を育成していくことができるように支援していく。

②学校教育において、郷土の伝統文化に愛着を深め、豊かな国際感覚を身に付け、進んで発信する能力を育成することができるように支援する。

③真の共生社会を実現するために、障害者理解の学習や交流を通して多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーやボランティアの精神を児童・生徒に浸透させる。

④東京都教育委員会の「学校連携型観戦」と連携した観戦種目・競技等の関連的学習や、聖火ランナーへの応援等を通じ、児童・生徒の「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重点とした資質を育成する。

[基本方針4 「村民の教育参加」と「学校経営の充実」の推進]

家庭・学校・地域の協働とすべての村民の教育参加を進め、村民の願いや三宅島の地域の特性を生かした教育行政を力強く展開する。

そのために、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、村民に信頼される魅力ある学校づくりをめざした学校経営への支援を図る。

(1) 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者等の意見・提言、評価結果を学校評価に積極的に反映させるなど、開かれた学校づくりを一層推進する。

(2) 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事や学校の組織的な課題対応力向上のための主幹教諭の配置により、学校の自主性、自律性の確立と校長のリーダーシップを発揮できるように支援する。

- (3) 教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、主幹教諭、主任教諭の職務と役割を明確にして、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質・能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力の向上を支援する。
- (4) 教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の向上を図るため、東京都教育委員会の人事考課制度と研修制度を積極的かつ効果的に活用できるように支援する。
- (5) 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、村立学校において年間授業計画の充実及び公表、週ごとの指導計画の作成及び点検の徹底、学校関係者による学校評価の実施及び公表、校内研修の充実等を支援する。
- (6) 学校をはじめとする教育施設は村民の共有財産であるとの観点から、学校施設機能の開放や効果的な運営を図る。
- (7) 村教育研究員制度を通して、教育研究活動の中核となる教員を養成し、その成果を広く授業実践に還元する。
- (8) 校内研究の充実を図り、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を充実させる。
- (9) 部活動指導員の活用、学校閉庁日の導入を行い、教職員の働き方改革を推進する。

第5 三宅村教育委員会の基本方針に基づく令和2年度主要施策の点検及び評価について

[基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成]

<主要施策>

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。
- ①東京都人権施策推進指針に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育研究推進事業等を展開し、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。
- ②相互に支え合う社会づくりをめざして、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。
- (2) 子供たちに、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心を

はぐくむため、「法」に関する教育を推進するとともに、「道徳授業地区公開講座」の実施により学校と家庭や地域が連携するなど、道徳教育の一層の充実を図る。

また、「東京都教育の日」を中心にして、「心の東京革命行動プラン」など、東京都教育委員会の諸施策を積極的に活用し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。

【施策の取組状況】

- ・教育活動におけるあらゆる場、機会に生命の尊重と相手を思いやる心（認め合い、尊重し合う）の育成に努めた。
- ・人権教育推進協議会を開催した。
- ・規範意識の高揚、思いやりの心をはぐくむための学習活動を徹底した。
- ・中学校において他島の野球部及びバレーボール部と交流試合を実施した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も生命の尊重と相手を思いやる心の育成を図る。（人権教育の推進）
- ・道徳授業地区公開講座の内容を工夫し、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携を密にする。
- ・人権課題の動向を的確に把握し、一層の充実を図り、偏見・差別を許さない態度を身に付けさせる。

<主要施策>

(3) 児童・生徒の健全育成を推進するために、いじめ、暴力行為等に対して、学校・家庭・地域と関係機関が連携を図り、問題行動等の未然防止、早期解決を行う。また、児童・生徒の規範意識や危機対応能力の向上を図るため、関係機関の協力を得ながら、「セーフティ教室」や「薬物乱用防止教室」など、非行防止・犯罪防止教育を行う。

【施策の取組状況】

- ・「セーフティ教室」、「薬物乱用防止教室」を小学校では三宅島警察署と連携し、中学校では新型コロナウイルス感染症対策として単独で実施した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこうした教室の開催と社会体育への積極的参加を奨励し、児童・生徒の健全育成に努める。
- ・社会教育において各種スポーツ教室への参加を奨励する。

<主要施策>

(4) 子供の心の問題や不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの活用等関係機関との連携を密にしながら、学校における教育相談機能の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・心の問題等、多様な問題に対する対応策として、小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置した。
- ・「いじめ」に関するアンケートを小学校、中学校でそれぞれ3回、全児童・生徒に実施し、早期発見・早期解決に努めた。
- ・学校、家庭、地域、関係機関との連携強化や規範意識の高揚を図り児童生徒の健全育成に努めた。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も継続してスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの課題に対応していく。
- ・様々な背景や要因を追求し、個々の状況に応じた支援を充実する。

<主要施策>

(5) 様々な体験活動や探究活動の機会を設け、子供たちに感動を与えると同時に、視野を広げ、次代を担う夢と希望をもった人材を育成する。

【施策の取組状況】

- ・「ふるさと人材育成事業」の実施に向け、気候風土の異なる地（小学5年生は高遠町・ 中学2年生はみなかみ町）で、地元小学生等との交流や職場体験などを行う準備を進めたが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこの人材育成事業を継続していく。

[基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長]

<主要施策>

(1) 三宅村の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす特色ある教育方法や制度を導入・拡充する。

①異校種間の連携を重視した教育を推進する。特に都立三宅高等学校と村立三宅中学校で連携型中高一貫教育を実施するとともに、保育園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進し、教育課程の連携や人的交流等を組織的・計画的に行い、魅力ある学校づくりに努める。また、保小中高一貫教育推進委員会を活用し、一貫教育における研究・開発を推進する。

②子供が自信をもち、自己のよさや可能性を見出し、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高めるため、自己実現を図る力をはぐくみ、生きる力を育成する特色ある教育内容や、小規模校の特性を生かした指導方法の工夫・改善を進める。

③学力調査を小学校及び中学校において実施し、その分析結果を基に授業改善を推進し、確かな学力の定着と伸長を図る。

④各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い

基礎・基本的な内容の確実な定着を図る。

⑤ ICT機器を活用した教材や指導方法、学習方法を研究し、効果的な教材・手法を取り入れ学習意欲の向上と補充・発展学習の充実を図る。

⑥ 自然環境や地域・地球規模の諸問題について、自らの課題として考え、解決に向けて実践できる力の育成を目指し、持続可能な社会づくりに向けた教育の推進を図る。

⑦ 小学校及び中学校において研究授業を隔年で実施し、研究協議会を通して ICT機器を活用した指導方法の充実を図る。

⑧ 児童・生徒の情報活用能力や論理的思考力を育成するために、プログラミング教育の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・英語力、漢字力、計算力等の検定試験を小学校では2回、中学校では3回実施した。
- ・小・中運動会・三宅村保小中高合同作品展のほか、小中それぞれマラソン記録会を実施した。
- ・小規模校の利点を生かし、一斉指導の中で個に応じた指導方法の工夫・改善に努力した。
- ・「全国学力・学習状況調査」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」、「三宅村学力調査」の結果を分析して、授業方法の改善や確かな学力の定着と伸長について保小中高一貫教育推進委員会学力分析部会を開催して検討した。
- ・ICT機器を活用した学習を行い、児童・生徒間の意見の即時共有や、学習の個別最適化、学習意欲の向上と充実を図るとともにICT機器の更新を行った。

【今後の取組の方向性】

- ・保小中高一貫教育と連携型中高一貫教育の推進を図る。
- ・各種検定試験などあらゆることに意欲的に挑戦させていく。
- ・引き続き学力調査を実施して、その結果分析を行い課題・取り組みを検討する。
- ・ICT機器を活用した学習方法の研究とアダプティブ教材やSTEAM教育の効果的な導入を行う。

<主要施策>

(2) 児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立って、各教科で最低限必要とされる学習内容について、小学校低学年から反復学習を行い基礎・基本的な内容の確実な定着を図り、一人一人の児童・生徒の学力や特性を把握し、個に応じた多様な教育活動を推進する。

① 家庭と連携し、児童・生徒の学習習慣や読書習慣を確立させ学習意欲の向上を図る。

② 家庭と連携し発達段階に応じた家庭学習習慣の定着を支援する。

【施策の取組状況】

- ・基礎・基本の定着のため、小学校では、朝のモジュール時間の活用や夏季休業日に補習の日を設定し基礎・基本の定着を図った。中学校では、放課後を活用し個に応じた5段階の習熟度別学習指導等、指導方法の工夫、改善に努めた。

【今後の取組の方向性】

- ・家庭との連携を密にし、児童・生徒の学習習慣の確立を図る。
- ・「授業改善推進プラン」を活用した授業改善を更に推進し、児童生徒の学力向上につなげる。

<主要施策>

(3) 児童・生徒の正しい勤労観・職業観をはぐくむため、社会科見学や職場訪問、職業人に話を聞く会、職場体験等を積極的に支援し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむとともに、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育を推進し、キャリア教育の充実を図る。また、児童・生徒が学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の（在り方）生き方を考えたりすることが出来るよう「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育を実施する。

【施策の取組状況】

- ・保小中高一貫教育推進委員会キャリア教育部会において策定した、三宅村版キャリア・パスポート「みやけっ子ポートフォリオ」の運用を開始した。

【今後の取組の方向性】

- ・ふるさと人材育成事業において、島外で職場体験等を実施する。
- ・島内の団体・企業等での職場体験を実施する。
- ・海浜清掃など地域美化のボランティア活動を行う。
- ・今後もこうした勤労観・職業観をはぐくむための活動の継続を奨励する。

<主要施策>

(4) 三宅島の歴史・文化・自然に触れる機会を充実させて、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ「郷土学習」を推進し、島のために貢献しようとする精神や島の発展のために進んで参加しようとする人材を育てていく。

【施策の取組状況】

- ・中学校では、郷土理解校外学習実施要綱に基づき、文化・自然の学習を行った。

【今後の取組の方向性】

- ・郷土芸能の継承活動を奨励し、小学校・中学校とも、文化祭・体験学習等で郷土芸能学習の成果を発表する。
- ・郷土資料館の活用の奨励、島の歴史、文化に関わる学習機会を充実させていく。
- ・総合的な学習の時間を中心とした郷土学習の実践を奨励していく。

<主要施策>

(5) 国際社会の中で活躍できる児童・生徒のコミュニケーション能力を育成するため、小学校の外国語活動・外国語授業や中学校の外国語授業の充実を図る。

【施策の取組状況】

- ・小学校の外国語活動では授業充実のため、外国語指導助手を配置し実施した。
- ・中学校の英語授業の拡充のため外国語指導助手を配置した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も外国語指導助手の配置やTGGへの参加のほか、修学旅行時などの際、積極的に外国人と会話するよう奨励し、コミュニケーション能力を育成していく。

<主要施策>

(6) 生活を見直し環境に配慮した行動を実践することや三宅島の豊かな自然の中で体験活動をし、環境について考え、環境保全や自然保護に取り組む環境教育を推進する。

【施策の取組状況】

- ・地域清掃などの環境保全活動に、積極的に参加するよう奨励した。
- ・校外学習により自然や環境を理解する取り組みを行った。

【今後の取組の方向性】

- ・ディキャンプ、海浜教室を通して火山学習・自然観察等を実施する。
- ・今後もこうした環境について考える活動を継続していく。
- ・島の自然を理解し体験する活動を積極的に保・小・中・高一貫教育へ取り入れる。
- ・自然環境に対する理解と関心を高める教育を推進する。

<主要施策>

(7) 発達障害を含む障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくことができる力を培うため、小学校・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていく。

【施策の取組状況】

- ・中学校では、特別支援教室を開設し、発達障害のある生徒に対して適切な指導・支援を行い、障害による困難の改善・克服を図った。
- ・村費で小学校に特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする児童・生徒への支援体制を固め、効果を上げた。

【今後の取組の方向性】

- ・今後もこの特別支援教育への支援の制度を継続する。
- ・対象児童・生徒の増加が見込まれるので、更に充実を図る。
- ・必要に応じて就学指導委員会を開催し、特別支援学級への手続きを行う。

<主要施策>

- (1) 三宅島の学校教育施設・設備の整備を推進する。その上で火山災害・地震災害・台風等の自然災害に対応した安全政策により、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができる環境を整備する。また、気象庁等の関係諸機関と連携し、三宅島の火山や自然に関する学習の充実を図る。
- (2) 子供が安全にくらすための取組を推進するため、学校の安全教育において、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう、家庭や地域などの関係諸機関と連携を図りながら安全教育を推進する。

【施策の取組状況】

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、休校中はタブレットを持ち帰り課題への取り組みに活用したほか、メール配信システム（さくら連絡網）による生徒の健康状態の確認、教職員の家庭訪問を実施。6月からの授業再開にあたっては、集団リスクを軽減するため、小学校と中学校で時差登校を実施。また、休校によって減少した授業時間を補うため、土曜日授業や夏季休業期間短縮を実施した。
- ・健康、安全を第一とした教育環境の整備を促進するため、①スクールバス（登下校時の見守り）、②交通安全対策、③避難訓練を月1回実施し、学校・家庭・地域・関係機関との連携を図った。
- ・緊急時対応として、保護者へのメール配信システムを活用した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も学校・家庭・地域・関係機関と連携を図り、且つ情報を収集し安全教育を推進していく。
- ・今後も自然災害等を想定した安全対策により、教育施設・設備の充実を図る。

<主要施策>

- (3) 三宅島の将来を担う人材育成のための教育を、村民の理解と協力の上で推進する。そのために、村立学校の果たす役割と教職員の職務について、三宅村民の理解が十分に得られるよう、学校の教育活動を広く村民へ公開する。授業公開や学校だより及び学校ホームページ等で情報発信するなど、開かれた学校づくりをさらに充実させ、村民からの信頼と期待に応えることのできる教育を推進する。
- (4) 子供の健康や体力向上を図るため、健康や体力に関する意識を高め、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の健康・体力づくりを支援し、各学校の特色を生かした具体的な取組を推進する。

また、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しむとともに継続した活動を通して心身の調和的発達を遂げることができるよう小中合同運動会や部活動を充実させるほか、子供たちが運動から得られる達成感を味わうとともに、経年による体力の向上を自覚し、体力向上に向けた意欲を高められるよう小・中・高マラソン大会を実

施する。さらに東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を活用して体力の向上につなげるとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。
一方で村立学校は、体育施設を地域スポーツクラブ等に開放し、地域スポーツの振興を図る。

【施策の取組状況】

- ・小学校、中学校ともに計画・準備は行っていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により延期や中止を繰り返した。
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施し、児童の安全対策に努めた。

【今後の取組の方向性】

- ・学校公開、道徳授業地区公開講座の実施やホームページ等の活用により広報活動に努める。
- ・今後も関係機関と連携して、児童・生徒の健康・体力づくりのために必要な支援を進めていく。
- ・情報発信を積極的に行い、開かれた学校運営を継続する。
- ・社会体育団体と連携して、児童生徒の体力づくり・余暇の善用・大会参加への支援を行う。

<主要施策>

(5) 児童・生徒が望ましい食習慣を確立し、健康な食生活を送ることができるようにするため、村立学校における食育の一層の推進を図るとともに、学校給食における地産地消を推進する。

また、関係諸機関とも連携を図りながら、食育に関する意識を高め、家庭や地域と協働した食育の推進を図る。

【施策の取組状況】

- ・食育担当者会を開催し、地産地消の推進や食の安全性の向上に努めた。
- ・学校給食の献立表に「三宅食材」を表記し、地元農水産物の意識向上を図った。

【今後の取組の方向性】

- ・学校給食を中心に児童・生徒の食育を推進する。
- ・学校給食に地元で収穫・漁獲された食材を積極的に使用していく。

<主要施策>

(6) 地域の伝統芸能を理解し、体験することを通して地域への愛着を深める活動を支援する。

(7) 郷土資料館や図書館、文化会館等社会教育施設を充実させ、学校に対する教育活動支援を図るとともに、村民の学習・交流の機会にかかわる情報サービスを随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。

(8) 三宅村の文化財の状況把握を常に行い、村民全体の貴重な財産として保全に努める。

【施策の取組状況】

- ・郷土資料館に収蔵されている古文書の修復等を行った。
- ・図書館の蔵書を購入しその充実を図るとともに広報での周知を図った。
- ・文化財ウィークなどの機会を活用して島内の文化財のPRに努めた。
- ・小学校では学校体育館において太鼓の練習を行った。

【今後の取組の方向性】

- ・社会教育施設の充実、文化財の発掘・保全に努めていく。
- ・社会教育施設を自治会、芸能保存会などの活動の場として利用促進を図る。
- ・民具等については、住民に呼びかけ、散逸を防ぎその収集に努める。
- ・図書館の書棚の配置換えを行い、来館者の利便性向上に努める。
- ・今後も文化祭等で、地域の伝統芸能披露を進める。

<主要施策>

(9) 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、学校教育において学習活動を支える取組の充実・支援を行う。

- ①学校教育において、様々な活動や交流を組み合わせ、調和のとれた知・徳・体を育成していくことができるように支援していく。
- ②学校教育において、郷土の伝統文化に愛着を深め、豊かな国際感覚を身に付け、進んで発信する能力を育成することができるように支援する。
- ③真の共生社会を実現するために、障害者理解の学習や交流を通して多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーやボランティアの精神を児童・生徒に浸透させる。
- ④東京都教育委員会の「学校連携型観戦」と連携した観戦種目・競技等の関連的学習や、聖火ランナーへの応援等を通じ、児童・生徒の「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重点とした資質を育成する。

【施策の取組状況】

・小学校ではパラリンピック競技のボッチャ大会を開催し、生徒が障害者競技を身近に感じる事が出来る取り組みを行った。また、中学校では、オンラインにより国外在住の義肢装具士の講演を受講したほか、全柔連の田中裕之氏を招いて、講演会や実技指導を実施し、身体障害について理解を深めた。

【今後の取組の方向】

- ・TGG (TOKYO GLOBAL GATWAY) プログラム等を通して国際感覚を養わせる。
- ・共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながらボランティア活動や障害者理解への取り組みを継続する。

<主要施策>

(1) 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者等の意見・提言、評価結果を学校評価に積極的に反映させるなど、開かれた学校づくりを一層推進する。

【施策の取組状況】

- ・地域に根ざし開かれた学校の推進を図るため、小学校・中学校に学校運営連絡協議会を設置しており、新型コロナウイルス感染症対策により、書面で1回、参集して2回開催した。

【今後の取組の方向性】

- ・外部評価だけではなく、今後もあらゆる機会と場を捉え地域との連携を推進していく。

<主要施策>

(2) 村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事や学校の組織的な課題対応力向上のための主幹教諭の配置により、学校の自主性、自律性の確立と校長のリーダーシップを発揮できるように支援する。

【施策の取組状況】

- ・校長のリーダーシップの下、学校として、組織的に課題解決に取り組んだ。

【今後の取組の方向性】

- ・学校を組織的に機能させるため、主幹教諭・主任教諭の指導力を生かしながら、校務を適切に分掌し、魅力のある学校づくりを進める。

<主要施策>

(3) 教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、主幹教諭、主任教諭の職務と役割を明確にして、教育職員一人一人の意欲を引き出し、資質・能力の一層の向上を図るとともに、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力の向上を支援する。

(4) 教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の向上を図るため、東京都教育委員会の人事考課制度と研修制度を積極的かつ効果的に活用できるように支援する。

(5) 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、村立学校において年間授業計画の充実及び公表、週ごとの指導計画の作成及び点検の徹底、学校関係者による学校評価の実施及び公表、校内研修の充実等を支援する。

(6) 部活動指導員の活用、学校閉庁日の導入を行い、教職員の働き方改革を推進する。

【施策の取組状況】

- ・教員の資質・指導力の向上を図るため、校内研修や年次研修等を実施した。
また、研修センター（都教委）主催の研修会や発表会への参加を奨励した。
- ・主任教諭選考を受験させ、ミドルリーダーの育成に努めた。
- ・教育庁三宅出張所と連携して、年次研修・主任教諭任用時研修を実施した。
- ・学校閉庁日を設けたほか、中学校では外部の部活動指導員を導入した。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も研修等を実施し、教員の資質・能力の向上を図る。
- ・研究・研修の成果を発表する場を設け、研究・研修に対する意欲の向上を図る。

<主要施策>

(7) 学校をはじめとする教育施設は村民の共有財産であるとの観点から、学校施設機能の開放や効果的な運営を図る。

【施策の取組状況】

- ・各種行事や社会体育の場として、文化会館、コミュニティセンター、資料館ホール、三宅村阿古体育館等を活用した。
- ・社会体育の場として、小学校・中学校の体育館・グラウンドを開放した。

【今後の取組の方向】

- ・今後も村民のために施設の有効活用を進め、村民の生涯学習を支援する。

<主要施策>

(8) 村教育研究員制度を通して、教育研究活動の中核となる教員を養成し、その成果を広く授業実践に還元する。

(9) 校内研究の充実を図り、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を充実させる。

【施策の取組状況】

- ・三宅村教育研究員制度の実施により教員の資質・能力の向上に努めた。

【今後の取組の方向】

- ・今後も三宅村教育研究員制度を実施し、研究の成果を活用し学習の充実を図る。
- ・学校の教育課題を把握し、校内研究をP D C Aマネジメントサイクルで実践する。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見について

浅沼 友子 (元 三宅村立三宅小学校 教諭)

「大きく変わる 教育現場」

今から40数年前の職員室では、朝から「カリカリ、カリカリ」という音が、あちこちから聞こえてきた。学級だよりは勿論のこと、プリント類は全て「ガリ板と鉄筆」で手書きであったし、印刷も腕カバー・前かけを着けて(インクで汚れるから)、謄写板にインクをのばし、一枚ずつ手刷りで……。

しかし、しばらくするとタイプライター、ワードプロセッサが登場し、その便利さ、整然と美しい文字が並んだ紙面に感動したものである。そして、さらにパソコンが校内に設置され、様々な文書を作成し、保存又共有したりと、活用の幅が広がった。

一方、児童の学習や各活動の面でも、自分やグループでの発表の時には、紙とマジックを使うことがほとんどだった。現在では、電子黒板が各教室に設置され、さらに全児童にタブレット端末が1台ずつ配られている。

このタブレットを使った授業を参観したことがあるが、図形の学習で、以前なら教師の作った図形を黒板に貼り、それを操作しながら進められるのが、タブレットでは一瞬にして実証できることに加え、児童が繰り返し操作することで納得できる様子を見ることができた。

さらに、自分の考えを書いたノートを写真に撮り、教師に送信すると、クラス全員の考えが一同に電子黒板に映し出され友達の考えも知ることができていた。

また、それらを使って「プログラミング教育」も導入され、教材も多種購入され、高学年の授業では地域の方の協力を頂いて「ドローン」の活用も実施されていた。

三宅島でも、新型コロナウイルスの流行により昨今、長期に渡り臨時休校になってしまったが、課題のやり取りをこのタブレットで行ったと聞く。さらに、昨年12月には、新機種が導入され、学習活動への更なる活用が期待される。

しかし、少々懸念されることも見られた。「調べたいことを各自、タブレットで調べ発表する。」という学習で、ある言葉を入力し検索すると、確かに情報としては多数得ることはできる。が、「漢字が読めない。意味がわからない。」等々、自分一人では処理できないことが起きたのである。しかし、本人も理解できないまま「調べて分かった」ことになった。

様々な有能な機器ではあるが、使用する時には、発達段階は勿論、児童一人一人の能力に合わせ、学習の目的をしっかりと定めて活用することが大切であると考えます。また、理解度の差が大きく、傍にいて支援が必要な児童が、オンラインで安心して学べるのか、どこまで理解できるのか、有効な活用法をぜひ考慮されることを願うばかりである。

「教育委員会と人づくり」

子供が成長し物心がつき始めた頃、義務教育が始まり現代の日本で生きるために必要な知識や価値観、道徳観などを身に付ける。その目的は人こそが自治体、ひいては国の礎であるからである。その意味で、生活・暮らしを支える他の行政サービスと比べても、教育委員会の役割はとても重要であると言っていい。

行政の役割には、基本的な行政サービスとして継続して実施するものと、新たな計画を立てて実施すべきものがある。毎年度変わらず実施すべき施策に加えて、社会情勢の変化に対応して新しく取り組む施策である。前者の施策が毎年似たものになってしまうことは、事業の継続性の点から重要でもあり、基本方針に揺らぎがあってはいけない。

一方で、近年の IT 関連の施策やコロナウィルスへの対策などは後者に当たる。リモート勤務など、働き方も変化を余儀なくされているが、このようなことはコロナ前には想像もしなかったことである。加えて AI の進化も我々の想像を超えて日常生活の中に浸透し始めており、SF の世界だったものが現実になり始めているのである。これまで常識だったことが常識でなくなる世界が間近に迫っている、と言うと大げさに聞こえるかもしれないが、それらの影響から教育の現場も無縁でいることは出来ないだろう。

今まさに高度経済成長期以来の変革期にいるのではないかとも思う。そんな中、我々は次世代の子供たちにどのような道しるべを示すことができるのだろうか。と、ふと考えるのである。

毎年頂く三宅村教育委員会の主要施策を見ると、多岐にわたる内容であることが分かる。様々な行政サービスがある中で、教育委員会の役割の多くは目に見えない、形のないものである。催しもの後で必ずと言っていいほどアンケートを依頼されるのは、そうした目に見えない施策に対する効果を測るためには欠かせないものだからである。

今年度はコロナウィルスの影響で多くの施策が中止を余儀なくされたが、映画上映会や楽団の演奏会などで三宅村教育委員会の活動に直接触れる機会がなくなったことは残念であった。小さな島ゆえ、ひとつひとつのコミュニティーも小規模なものにならざるを得ず、行政的に目に見えて大きな成果を得ることは難しいのではないかと思う。それが担当職員のモチベーションの低下に繋がらなければ良いと心配する。

とある有名なタレントがブラブラ歩きながら知られざる街の歴史や人々の暮らしに迫る旅番組を個人的に良く視聴するが、案内役としてその地域の教育委員会の方が度々出演される。地域の歴史や地理、風俗、風習などに詳しい方が教育委員会の中におられるのだと思う。まさに地域のプロである、そうした人材の発掘、育成そして活用を更に力強く進めていただければと思う。

いずれにしても地道で継続的な活動が重要なのは言うまでもない。日々の多忙な業務に追われて個々の施策の先に大きな目標があることを忘れることなく、施策自体が目的になってはいないだろうかと振り返りながら、三宅村教育委員会として目指すべき将来の三宅村の姿を描き続けていただきたい。と、敢えて注文のための注文を付けて締めくくりとしたい。